



平成 28 年 7 月 15 日

各 位

会 社 名 SBSホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 鎌田 正彦
(コード番号:2384 東証第一部)
問い合わせ先 IR・広報部長 福岡 正洋
電 話 番 号 03-3829-2222(代表)

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」制定のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の制定を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 制定の目的

当社は、グループにおけるコーポレートガバナンスの基本的な考え方を定め、SBSグループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、本ガイドラインを制定いたしました。

2. 本ガイドラインの構成

- 第1章 総則
- 第2章 株主の権利・平等性の確保
- 第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- 第4章 取締役会
- 第5章 社外取締役
- 第6章 監査役、監査役会
- 第7章 情報開示、株主及び投資家との対話
- 附則

3. 開示先

詳細につきましては別添の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」をご参照ください。当社ホームページ(<http://www.sbs-group.co.jp/hdg/ir/governance/>)においても掲載しております。

以 上

SBSホールディングス コーポレートガバナンス・ガイドライン

第1章 総則

(本ガイドラインの目的)

第1条 本ガイドラインは、当社グループにおけるコーポレートガバナンスの基本的な考え方を定め、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的とする。

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第2条 当社グループは、創業精神に基づき定めた経営理念及び行動基準の実現を通じて、ステークホルダーとの良好な関係を維持しつつ、グループ全体の経営の効率性・健全性・透明性を高めることによって、実効性のある経営体制の構築に努める。

SBSグループ経営理念及び行動基準

《経営理念》

- 一. われわれの提案するサービスによって、お客様に喜ばれ、株主に喜ばれ、そして社員の幸せにつながる会社を目指す。
- 一. 企業の永遠の繁栄は、人を大事にすることにある。みなが生き生きと働くことが繁栄をもたらす。
- 一. 社会的責任なくして企業の発展はありえない。社会と共に生き、人々に喜ばれ、広く内外社会の発展に貢献する。

《行動基準》

1. 公正で透明性のある企業活動

- 私たちは、法令・規約や社会常識に基づいた、公正で透明性のある企業活動を行います。
- 私たちは、反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨みます。

2. コーポレート・ガバナンスの推進

- 私たちは、株主や社会に対して積極的な情報開示を行い、経営の透明度を高めます。
- 私たちは、経営の改善などにかかわる提案を尊重し、株主や社会に対してオープンな経営を目指します。

3. 安全の確保

- 私たちは、安全、無事故を最大の使命とし、社会的責任とその役割を自覚し安全確保に努めます。
- 私たちは、ルールを守り、基本に忠実に、知識・技術・技能を高め、安全を必然とした風土を目指します。

4. 社会貢献と環境への配慮

- 私たちは、「良き企業市民」としての責任を自覚し、企業活動を通して積極的に社会に貢献します。
- 私たちは、地球市民として環境問題に心を配り、健全な地球環境を子孫に継承します。

5. お客様第一主義

- 私たちは、「お客様第一主義」の視点に立って、常にお客様の立場で考え誠実に行動します。
- 私たちは、思考と行動の絶え間ない革新に挑戦し、お客様の期待に応えるサービスを提供します。

6. 法令・規程の遵守

○私たちは、すべての法令を守り、社会的規範にてらしてお客様に非難を受けることのないよう誠実に行動します。

○私たちは、企業の一員として責任を持って自分の職務を果たすとともに、業務を遂行するうえで守るべき規程・ルールやマナーはしっかりと守ります。

7. 働きがいのある職場づくり

○私たちは、創造性・主体性をお互いに尊重し合い、礼儀正しく自由で風通しのよい企業風土を醸成します。

○私たちは、安全で働きやすい職場環境を確保するために相互の協調と職場での意思疎通を大切にします。

(コーポレートガバナンスの体制)

第3条 当社は、監査役会設置会社制度を採用し、取締役会が経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行うとともに、取締役会から独立した監査役及び監査役会が、厳格な適法性監査を実施する。

2. 取締役会に複数名の社外取締役を設置することによりモニタリング機能を強化するとともに、執行役員制度を採用し執行責任の明確化と権限移譲を行い、機動的な業務執行が可能な体制を構築する。

3. 当社は、取締役及び監査役に対して、各々が求められる役割を果たすために、就任時に、役員としての義務・責任を中心とする事項の説明、また特に社外役員に対しては、当社グループの経営・事業に関する説明を行う。また、継続的なトレーニングとして、年2回程度、外部講師を招くなどにより研修会を実施するほか、自己研さんに対して必要な支援を行う。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主の権利・平等性の確保)

第4条 当社は、株主に対して実質的な平等性を確保するため、積極的な情報開示により経営の透明性を高め、株主がその有する権利を適切に行使できる環境整備に努める。

(反対票分析)

第5条 当社は、株主総会に提出された全議案について、その賛否の票数等を取締役に報告する。

2. 会社提案議案に対して、総議決権数の20%を超える反対票が投じられた場合には、取締役会は、その要因の分析を行い、株主への対応の要否等について検討を行う。

(株主総会における権利行使)

第6条 株主総会における議決権の行使は株主の重要な権利の1つであり、当社は、株主の適切な議決権行使判断に資する情報について適時・適切に提供するよう努める。

2. 当社は、より多くの株主が株主総会に出席し、議決権を行使できるよう、いわゆる集中日における開催を避けるなど、株主総会の開催日程を適切に設定する。

3. 当社は、株主が株主総会議案についての十分な検討期間を確保できるよう、招集通知を法定の発送期限に対して余裕をもって発送する。また、招集通知は、株主総会の招集に関する取締役会決議後遅滞なく、当社及び東京証券取引所のウェブサイトに掲載し、閲覧を可能とする。

4. 当社は、議決権を書面のほか、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社の指定する議決権行使サイトにアクセスすることにより、インターネット経由で行使する方法も選択可能とする。

5. 当社の株主構成における海外投資家の比率は相対的に低い状況にあり、今後、海外投資家の比率が一定

程度（総議決権数の20%）以上となった時点で、決算説明資料や招集通知等の英訳を実施する。

6. 当社は、株主総会における議決権は、基準日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主が有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使を行うことは認めない。ただし、株主名簿上の株主を通じて、株主総会への出席の申し出があった場合には、株主名簿上の株主と協議しつつ当該株主総会の傍聴を認めるか否かを検討する。

（資本政策）

第7条 当社グループは、企業の持続的成長による企業価値及び株主価値の向上を図り、企業の成長のための戦略投資に耐えうる財務健全性を維持すべく、中期経営計画の中で自己資本比率30%以上との目標を掲げており、その達成に努める。

2. 当社は、株主還元を経営の重要課題の1つと位置付け、より強固な経営基盤の構築に向けて内部留保の充実を図るとともに、継続的な配当維持と業績に応じた配当水準の向上に努めることを基本方針とする。

（政策保有株式に関する方針）

第8条 当社グループが事業を円滑に推進し将来に向けて持続的に成長していくためには、取引先企業との協力関係の構築は重要な要素であり、当社グループの企業価値向上の観点から、保有する意義があると判断した場合は、当該企業の株式を保有する。

2. 取締役会は、主要な政策保有株式については、個別銘柄ごとに、取引関係の維持・強化によって得られるメリットを検証するものとし、当該企業の株式保有を継続することが、中長期的に見て当社グループの企業価値向上への貢献度が小さいと判断される場合には、当社グループの業績や市場への影響等を勘案しつつ、当該株式を売却する。
3. 当社は、政策保有株式に係る議決権の行使について画一的な基準を設けることはせず、当該企業の経営方針や事業戦略等を個別に勘案したうえで、議案内容が当該企業及び当社グループの企業価値の向上に資するか否かの判断に基づき、議案の賛否を判断する。

（買収防衛策）

第9条 当社は、いわゆる買収防衛策を導入せず、また当社株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方を株主に明確に説明し、適正な手続きを確保する。

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

（株主以外のステークホルダーとの協働）

第10条 当社グループは、経営理念及び行動基準のもと、中長期的な企業価値の向上に向けて、従業員、顧客、取引先、地域社会などの様々なステークホルダーを尊重し、良好な関係維持に努める。

2. 取締役会は、行動基準が広く実践されているか否かについて定期的にレビューを行う。

（サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題）

第11条 当社グループは、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への取組みを推進するグループ横断組織として、SBS グループ CSR 推進委員会を設置し、同委員会のもとで運営される4つの会議（リ

スク管理会議、コンプライアンス会議、運輸安全推進会議及び情報セキュリティ推進会議)において、各種の課題への対応方針を決定する。

(人材の多様性の確保)

第12条 当社グループは、多様な視点や価値観を持つ従業員の存在が、持続的な成長を確保するうえでの強みになるとの認識のもと、人材の多様性の確保を推進する。具体的には、次に掲げる事項を重点的に推進する。

- (1) 性別・国籍・文化的背景等を区別せず、職務に応じた雇用管理
- (2) 障害者雇用の継続的实施
- (3) 出産・育児・介護への支援強化

(内部通報制度)

第13条 当社グループは、従業員が不利益を被る危険を懸念することなく、各職場における違法または不適切な行為に関する情報やその疑念を伝えることができるよう、また伝えられた情報や疑念が客観的に検証され、適切に活用されるよう、内部通報体制を整備する。

2. 当社グループは、直接コンプライアンス会議事務局に連絡できる内部通報窓口を設置するほか、監査役が直接受付ける窓口及び社内から独立した弁護士事務所が受付ける社外通報窓口を設置する。また、内部通報者の不利益禁止の事項を規程に明記し、内部通報者が保護されるよう体制を整備する。
3. 前項の定めにより通報を受けた者は、その内容を調査のうえ、関係部署と協議し、是正措置、再発防止措置等具体的な処理を進める。重要性の高い問題については、その内容に応じて、取締役会に報告される。

第4章 取締役会

(取締役会の役割・責務)

第14条 取締役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値向上のために、当社グループの重要な業務執行の決定及び執行状況のモニタリングを行うほか、事業計画や経営理念の達成等の監督を行う。

2. 当社は、取締役会において審議、決定すべき事項を取締役会規則に定め、取締役会は、法定事項、グループ全体を含めた事業方針及び経営に係わる重要課題ならびにその他決議事項についての意思決定を行う。また、職務権限規程において当該案件の重要性や金額等を基準にして範囲を規定し、取締役社長、業務執行取締役、執行役員に対して権限を委譲する。

(取締役会の構成)

第15条 前条に定める取締役会の責務を果たすため、取締役会は、当社グループの事業に関する専門知識、経験等のバックグラウンドの異なる多様な取締役で構成する。また、独立した客観的な立場から監督を行う社外取締役を2名以上選任する。

(取締役等の選任手続き)

第 16 条 当社取締役及びグループ会社代表取締役の選任にあたっては、取締役社長が人事案を作成し、社外取締役に意見等を求めたうえで選任議案について取締役会に諮る。

(取締役会の円滑な運営)

第 17 条 取締役会を円滑に運営するため、取締役会事務局担当部署を定め、当該部署は、取締役及び監査役への取締役会資料の事前配付や議事録案の作成、取締役会資料の適切な保存・管理を行う。

2. 取締役会は、年間の取締役会の開催日程を予め定める。また、予め日程を想定することのできる審議事項について開催日程に組み込む。

(関連当事者間の取引)

第 18 条 当社は、取締役が、会社法に定める競業または利益相反取引に該当するような取引（その他に利益相反の可能性が生じる取引を含む。）を行おうとするとき、また、当社グループが大株主（議決権数の 10%以上を有する株主）と取引を行おうとするときは、事前に取締役会の承認を受けるとともに、当該取引終了後遅滞なくその結果を取締役に報告する。

(他会社役員の兼務)

第 19 条 取締役（社外取締役を除く）が、他の上場企業の役員を兼務する場合は、当該企業との取引関係の強化に資する等明確な理由がある場合に限るものとし、極力当社における職務に注力するものとする。

2. 取締役の他の上場企業の役員との兼務状況は、事業報告において毎年開示する。

(取締役の報酬)

第 20 条 各取締役（社外取締役を除く）の報酬は、取締役社長が、取締役会決議により定める「取締役報酬内規」に従って設定し、社外取締役に意見等を求めたうえで決定する。

2. 前項の報酬は、役位ごとに定められた基本報酬と会社業績に連動する業績報酬で構成するものとし、会社業績や中長期的な企業価値向上に向けた動機づけ（インセンティブ）を行う。

(取締役会全体の実効性に関する分析・評価)

第 21 条 取締役会は、取締役会が適切に機能し成果を上げているかを検証するとともに、その実効性の維持・向上を図るため、年 1 回、取締役、監査役を対象に無記名アンケート方式による自己評価を実施し、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。

第 5 章 社外取締役

(社外取締役の役割・責務)

第 22 条 社外取締役は、業務執行部門からは中立の立場で活動することにより、経営に対する監督機能がより実効的となるよう努める。

2. 社外取締役は、豊富な経験と幅広い知見を活かし、経営全般について必要な助言を行う。

(社外取締役の選任手続き)

第 23 条 社外取締役の選任にあたっては、本人の経歴及び資質に基づき取締役社長が候補者を選定し、予め社外取締役に意見等を求めたうえで、当該社外取締役の選任議案について取締役会に諮る。

(独立社外取締役の独立性基準)

第 24 条 独立社外取締役の実質的な独立性を担保するため、別添 1 のとおり社外取締役の独立性基準を定め、本基準に抵触しない社外取締役の確保に努める。

(社外取締役に対する支援体制)

第 25 条 取締役会における議論を活性化させることを目的として、取締役会資料を各取締役及び各監査役に事前に送付するとともに、社外取締役の要望に応じて、起案部署において議案の事前説明を実施する等、社内の取締役との情報格差を最小化するよう努める。

(社外取締役の報酬)

第 26 条 社外取締役の報酬は、業務執行部門からの独立性確保の観点から、基本報酬のみとする。

第 6 章 監査役、監査役会

(監査役及び監査役会の役割・責務)

第 27 条 監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使等の役割・責務を果たすにあたり、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うよう努める。

2. 監査役または監査役会は、社外取締役との情報共有を目的に意見交換会を開催するなど、情報収集と連携の強化を確保する。

(会計監査人及び内部監査部門ならびに社外取締役との連携)

第 28 条 監査役または監査役会は、取締役の職務執行の監査に必要な事項に関し、取締役、従業員及び会計監査人から適時・適切に報告を受けるとともに、会計監査人及び内部監査部門ならびに社外取締役と必要な情報を共有するなど、監査の質の向上と効率的な監査の実現に努める。

(会計監査人の選定、評価)

第 29 条 監査役会は、会計監査人の独立性及び監査の品質管理のための業務運営について適切に評価するための基準を策定し、必要な専門性を有することについて検証し、確認する。

2. 会計監査人の選定及び評価に際しては、当社の業務内容に対して効率的な監査業務を実施することができる一定の規模と世界的なネットワークを持つこと、審査体制が整備されていること、さらに監査実績などにより総合的に判断する。

第7章 情報開示、株主及び投資家との対話

(情報開示の充実)

第30条 当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、中長期的な企業価値向上の実現のため、将来の企業成長に必要な経営基盤や事業戦略等に関する計画について中期経営計画を策定しこれを公表する。

2. 当社は、国内外における株主・投資家をはじめとするステークホルダーから企業評価を得、ステークホルダーとの対話を通じて、グローバル水準の企業価値向上に資するため、合理的な範囲において英語での情報開示を進める。

(株主及び投資家との建設的な対話)

第31条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、取締役社長を中心とするIR体制を整備し、株主や投資家との対話を推進する。

2. 当社は、IR担当役員を選任し、IR・広報部をIR担当部署とする。株主や投資家との個別対話については、主にIR・広報部のIR担当責任者が実施するが、株主の希望等に応じて、取締役社長やIR担当役員が面談に対応する。
3. 当社は、経営戦略や事業に対する理解を得るため、取締役社長、IR担当役員が主体となったIR活動を行う。また、当社ウェブサイト タイムリーに各種説明会資料、ファクトシート及びビジネスレポートなどを掲載し情報発信に努めるとともに、年間の基本活動は以下の通りとし、計画的な実施に努める。

①取締役社長自身が説明する決算説明会 年2回

②取締役社長やIR広報担当役員によるスモールミーティング 四半期毎年4回

③ウェブサイトへのIR情報の掲載

附 則

1. このガイドラインは平成28年7月15日より施行する。
2. このガイドラインの改正は取締役会の決議によるものとする。

別添1 社外取締役の独立性基準

SBSホールディングス株式会社（以下「当社」という。）は、社外取締役の当社からの独立性に関する基準を以下のとおり定める。

1. 当社において、社外取締役が独立性を有する社外取締役（以下「独立取締役」という。）であるというためには、次のいずれにも該当することなく、当社から独立した存在でなければならない。

(1) 当社グループの業務執行者および出身者

当社または当社子会社（以下、あわせて「当社グループ」という。）の業務執行取締役または執行役員その他の使用人、およびその就任の前10年間において（ただし、その就任の前10年以内いずれかの時において当社の非業務執行取締役または監査役であったことがある者については、それらの役職への就任の前10年間において）それらの地位にあった者

(2) 主要な株主関係にある者

① 当社の現在の主要株主（総議決権数の10%以上の議決権数を直接、または間接的に保有している者。以下同様）。また、その主要株主が法人である場合には、その主要株主またはその主要株主の属する連結企業グループの取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員その他の使用人（以下、あわせて「役職員等」という。）、または最近5年間においてそれらの地位にあった者

② 当社グループが現在主要株主である会社の役職員等

(3) 当社グループの主要な取引先の役職員等

① 直近事業年度およびその前の3事業年度のいずれかにおいて、当社グループを主要な取引先としていた取引先グループ^{注1}（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けていた取引先グループ）の役職員等

② 直近事業年度およびその前の3事業年度のいずれかにおいて、当社グループの主要な取引先であった取引先グループ（当社グループに対して、当社の対象事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っていた取引先グループ）の役職員等

注1 取引先グループ：直接の取引先が属する連結企業グループ

(4) 当社グループの主要な借入先の役職員等

当社グループの主要な借入先（直近の事業年度に係る事業報告において、主要な借入先として名称が記載されている借入先。その親会社および重要な子会社を含む。）の役職員等および最近3年間においてそれらの地位にあった者

(5) 当社グループの会計監査人および当社グループが専門的サービスの提供を受けている者

① 現在当社グループの会計監査人である監査法人の社員、パートナーまたは従業員

② 最近3年間において、当社グループの会計監査人であった監査法人の社員、パートナーまたは従業員で、当社グループの監査業務を実際に担当していた者（現在退職等をしている者を含む。）

③ 当社グループから役員報酬以外に、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家

④ 当社グループを主要な取引先とする法律事務所、監査法人、税理士法人その他のアドバイザー・ファーム等（過去3事業年度の平均で、その連結総売上高の2%以上の支払いを受けていた法人等）の社員、

パートナー、アソシエイトまたは従業員

(6) 当社グループから寄付等を受けている組織の関係者

当社グループから過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該組織の平均年間費用の30%のいずれか高い方を超える寄付または助成を受けている組織の業務を執行する理事、役員もしくは社員または使用人

(7) 当社グループと社外役員の相互派遣関係にある企業グループの関係者

当社グループから取締役(常勤・非常勤を問わない。)を受け入れている企業グループの取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員

(8) 近親者

- ① 当社グループの業務執行取締役、執行役員、部門責任者等の重要な業務を執行する者(以下、執行役と併せて「重要な業務執行者」という。)の配偶者または2親等以内の親族もしくは同居の親族(以下「近親者」という。)。または最近5年間においてその地位にあった者の近親者
- ② 当社の現在の主要株主またはその主要株主が法人である場合には、その主要株主もしくはその主要株主の属する連結企業グループの重要な業務執行者(最近5年間においてその地位にあった者を含む)の近親者
- ③ 当社が現在主要株主である会社の重要な業務執行者の近親者
- ④ (3) ①および②に定める取引先グループの重要な業務執行者の近親者
- ⑤ (4)に定める金融グループの重要な業務執行者(最近3年間においてその地位にあった者を含む)の近親者
- ⑥ 現在当社グループの会計監査人である監査法人の社員、パートナーまたは監査業務を実施した従業員(最近3年間においてその地位にあった者を含む)の近親者
- ⑦ (5) 法律事務所、監査法人、税理士法人その他のアドバイザー・ファーム等の社員またはパートナーの近親者
- ⑧ (6)の組織の業務を執行する理事または役員の近親者

2. 当社において、社外取締役が独立取締役であるというためには、その他、上記1. 各号に掲げられている事由以外の事情で、当社の一般株主全体との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない者でなければならない。

3. 仮に上記1. (2) から (8) までのいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立取締役とすることができるものとする。

以上